

日本標準産業分類改定作業における検討状況-検討結果表

大分類等	課題等及び主な変更点	産業分類検討チームにおける 検討状況・指摘事項及び保留事項等	指摘・保留事項への対応等
一般原則等	<p><b>【前回答申指摘事項】</b> ○新たな分類である「管理、補助的経済活動を行う事業所」について、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証する必要がある。</p>	<p><b>【第2回及び第3回検討チーム】</b> 統計調査の実査上の問題点の有無について、「平成21年経済センサスー基礎調査」の実査及び産業格付事務等を検証した結果、特に問題は見当たらなかったが、調査事例がまだ少ないこともあり、今後においても経済センサスー活動調査等について検証していく必要があるとの結論。</p>	
	<p><b>【主な変更点】</b> ○「一般原則」の「第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法」の中の事業持株会社と純粋持株会社に関する記述内容について、より明確化するために一部修正。(純粋持株会社は「会社としての事業活動を行わない」ことを追加修正)</p>	<p><b>【第4回及び第7回検討チーム】</b> 修正内容については了解。ただし、日本標準産業分類における持株会社が法律上の定義(子会社の株式の取得価額の合計額の、当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社)とどのように関連するのかを整理しておく必要があるとの指摘あり。</p>	<p>事務局において、法律上の定義との関係を整理し、第12回検討チームで提出済み</p>
	<p><b>【その他】</b> ①「管理事務」及び「補助的経済活動」の範囲をより明確に記述できないか、という意見があったが、そもそも本社等の経済活動を産業分類上どう整理するかということから生まれた分類項目であることを踏まえると、限定的に解釈すべきものであり、一般原則等で今以上に記述する必要はないものと事務局から回答。  ②「供給サイド」の分類概念を産業分類上で統一すれば産業連関表の精度向上に資するため産業分類の概念を「供給サイドの概念」に統一するか、少なくとも、分類の基準中、(1)生産される財又は提供されるサービスの種類(用途、機能など)より、(2)財の生産又はサービスの提供方法(設備、技術など)を優先させるべきとの意見があったが、現在の産業分類の構成及び国際標準産業分類の動向等を鑑みると、中長期的な検討課題と位置付けられるものと、事務局から回答。</p>	<p><b>【第7回検討チーム】</b> ①については意見なし、  ②については、両論の意見あり。「産業分類は供給サイドの分類基準が望ましい。」という意見がある一方、「過去においても優先順位の議論はあったが、「産業によっては分類の基準が違ってよいのではないか。基準に優先順位をつけ、すべての産業に対してそれを用いて統一的な分類を作るのは不可能」との議論があり、産業ごとに分類基準の優先順位を検討すべきであり、統一的な優先順位を作ることは望ましくないとの理解で、現在の表現ぶりになっている。」との意見もあった。結果としては、現行のままとすることで了解。ただし、分類基準の過去の変遷を整理して提出することとされた。</p>	<p>一般原則における分類基準の変遷については、第8回検討チームで提出済み。</p>
A-農業, 林業	<p><b>【前回答申指摘事項】</b> ○大分類として「農業」と「林業」を統合したことについて、農業と林業のそれぞれについて、国勢調査の統計データが各種行政施策の遂行上の根拠情報として利用されている状況を考慮して、関係省間で調整を行い、引き続き行政ニーズに対応したデータが把握でき、行政施策の遂行に支障が生じないような措置を講じることが必要である。</p>	<p><b>【第1回検討チーム】</b> 平成22年国勢調査の産業大分類結果において、「大分類A 農業, 林業」と結果と併せて「うち農業」の結果も表章されており、行政ニーズに対応したデータが把握されるような措置が講じられていることから、問題がないことを確認。</p>	

大分類等	課題等及び主な変更点	産業分類検討チームにおける 検討状況・指摘事項及び保留事項等	指摘・保留事項への対応等
A-農業, 林業 (つづき)	<b>【主な変更点】</b> ○分類項目は変更なし。 ○「0124養鶏業」及び「0231 製薪炭業」の説明文を修正。	<b>【第4回検討チーム】</b> 修正内容等について了解。	
B-漁業	<b>【主な変更点】</b> ①分類項目は変更なし。 ②「中分類04 水産養殖業」の総説に「なお、陸上における養殖のうち海水を用いて養殖を行う事業所は041海面養殖業に分類される。」を追加。	<b>【第4回検討チーム】</b> 修正内容等について了解	
C-鉱業, 採石業, 砂利採取業	<b>【前回答申指摘事項】</b> ○大分類「鉱業, 採石業, 砂利採取業」の事業所数は極めて少なく、かつ、現在に至るまで一貫して減少している。今後、鉱業の実態を更に研究し、統計利用上、鉱業等に係るデータをどのような形で提供することが有効であるかを考慮して、分類の在り方について検討する必要がある。	<b>【第2回及び第3回検討チーム】</b> 事業所数及び従業者数は減少傾向にあり、生産活動も縮小しているが、国内需要は年々増加しており、今後はメタンハイドレートの産出試験が予定されているなど、将来的な動向も注視していく必要があることから、本大分類を存続させることで了解。	
	<b>【主な変更点】</b> ○分類項目は変更なし。	<b>【第8回検討チーム】</b> 分類項目については了解	
	<b>【その他】</b> ①総説の「硫黄鉱を掘採し、硫黄の精錬を行う事業所及びろう石クレー、陶石クレーの製造を行う事業所も本分類に含まれる。」の記述内容について、硫黄鉱は日本にないため説明が必要か、ろう石クレー、陶石クレーの製造がなぜ製造業ではないのか、という意見に対して、経産省において検討。  ②他産業との関係の(1)鉱石から含有する金属を抽出するための精錬及び精製を行う事業所は「大分類E 製造業[23]」に分類される。」について、鉄の精錬も含むのであれば、「中分類23 非鉄金属製造業」だけでなく、「中分類22 鉄鋼業」も追加すべき、という意見に対し、国内には鉄鉱石の産出がないため、追加の必要はなく現行どおりとする案を提示。	<b>【第8回検討チーム】</b> ②について、砂鉄を採取して日本刀の材料となる玉鋼を作るための製鉄を行う事業所がまだ残っていると思われるので、追加が必要なのではないか、という指摘があり、経産省にて対応を検討。	①硫黄鉱は記述から削除。ろう石クレー、陶石クレーの製造が当大分類に含まれた経緯は解明できないため、現行通りとする。  ②については、構成委員からの指摘を受け、「中分類22鉄鋼業」を追加する。
D-建設業	<b>【主な変更点】</b> ○分類項目、説明等の変更はなし。	<b>【第7回検討チーム】</b> 了解。	

大分類等	課題等及び主な変更点	産業分類検討チームにおける 検討状況・指摘事項及び保留事項等	指摘・保留事項への対応等
E-製造業	<p><b>【主な変更点】</b></p> <p>①「小分類099 その他の食料品製造業」の細分類として、近年増加している「栄養補助食品製造業(錠剤、カプセル等の形状のもの)」を新設し、同小分類にある「細分類0994 あん類製造業」を「小分類097 パン・菓子製造業」に移項を検討。</p> <p>②「小分類121 製材業、木製品製造業」にある「細分類1213 床板製造業」を「小分類122 造作材・合板・建築用組立材料製造業」に移項し、細分類番号を1228とする。床板(フローリング)には単層と複層があるが、生産量のほとんどは複層フローリングであり、主に住宅に使用。このため、小分類122に分類する方が適当。</p> <p>③「小分類243 暖房装置・配管工事用付属品製造業」について、歴史的変遷の結果、内訳である細分類項目名と整合しなくなっていたことから、「小分類243 暖房・調理等装置, 配管工事用付属品製造業」に名称変更。</p> <p>④総説に「各種機械器具完成品とその部分品・取付具・附属品との関係」を追記</p> <p>⑤上記の他、産業分類格付けを正確に行う観点から見直しを行い、一部、説明文及び例示の修正を行った。</p>	<p><b>【第5回検討チーム】</b></p> <p>①の「栄養補助食品製造業」を新設することについては、量的基準を満たしていないことをどのように考えるか、また、「あん類製造業」を「パン菓子製造業」に移項することについては、移行先の細分類「その他のパン・菓子製造業」に含まれる他産業との量的比較を行う必要があること及び移項理由に違和感があるとの指摘を踏まえ、再検討。</p> <p>②については了解。</p> <p>③については了解。</p> <p><b>【第11回検討チーム】</b></p> <p>○製造業における部品・附属品の扱いについては、総説に加えた「汎用性のある機械器具の部分品・取付具・附属品」の説明に関して、文章表現上の問題であるが、特掲されていない場合にどう分類されるのか書かれていないとの意見あり。</p>	<p>①について、新設を「可」とする意見も出されたが、「あん類製造業」移項に関する構成委員からの指摘(生産工程の類似性、他産業との量的比較、新設ありきの移項、他産業への統合等)について検討し、当該府省からの意見も求め、それらを踏まえ今回は新設を見送る。</p> <p>④について 経済産業省で検討を行い、「機械器具の部分品・取付具・附属品を製造する事業所は、分類項目が特掲されている場合を除き、原則として、その部品及び附属品が使用される機械器具の製造業と同じ細分類に分類される。」と明確な表現に修正</p> <p>・「1612 複合肥料製造業」の例示 (カリ) →「カリ」も「加里」も両方使用されている現状で、現行通り「カリ」のままとする。 ・「2621 建設機械・鉱山機械製造業」の説明文 →説明分を訂正する。 ・「2721 サービス用機械器具製造業」の×例示の追加</p>

大分類等	課題等及び主な変更点	産業分類検討チームにおける 検討状況・指摘事項及び保留事項等	指摘・保留事項への対応等
F-電気・ガス・ 熱供給・水道 業	<b>【主な変更点】</b> ①分類項目は変更なし。 ②「細分類3311 発電所」の例示に、「太陽光発電所」、「風力発電所」を追加。 ③電気業の大分類、中分類における説明文を修正	<b>【第5回検討チーム】</b> ①については了解。 ②については、例示としてあげるのはいいが、そもそも、風力発電所は、産業分類上、人がいて事業所としての要件を備えているのか、という意見があり、確認することとなった。	②について 風力発電所数(風車基数とは異なる)が掲載されている資料では、工事計画の単位として掲載されている。そのためそこに人(技術員)が常駐しているとは限らない。産業分類では人(技術員)が常駐している場所を事業所とする。
G-情報通信 業	<b>【主な変更点】</b> ①「細分類3929 その他の情報処理・提供サービス業」に含まれる例示を「細分類3923 市場調査・世論調査・社会調査」として新設。 ②「中分類39 情報サービス業」の総説にソフトウェア業の説明がないため、「受託開発ソフトウェア、組み込みソフトウェア、パッケージソフトウェア、ゲームソフトウェアの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所」を追加。 ③「細分類3911 受託開発ソフトウェア業」の例示に、「システム開発コンサルタント業」、「システムインテグレーション業」を追加し説明文も修正。	<b>【第10回検討チーム】</b> ①については、「細分類3929 その他の情報処理・提供サービス業」にどのような事業がのこるのか、という意見があり、例示できるか否かを検討することとなった。 ②については了解。 ③については了解。	①については、「細分類3929 その他の情報処理・提供サービス業」に該当する例示については、引き続き検討していくこととする。
H-運輸業、郵便業	<b>【主な変更点】</b> ①分類項目は変更なし。 ②鉄道業の補助的経済活動を行う事業所と、「細分類 4211 普通鉄道業」の例示にある保線区等との区別が分かりにくいという意見を踏まえ、総説の「鉄道業と他産業との関係」の説明文を修正。 ③「細分類4911 郵便業(信書便事業を含む。)」について、「郵政民営化等法の一部を改正する法律(平成24年法律第30号)」により、郵便事業会社が、日本郵便株式会社に吸収合併されたため、例示の「○郵便事業株式会社」から「○日本郵便株式会社の事業所のうち、主として郵便を行う事業所」に変更。	<b>【第6回検討チーム】</b> ①については了解。 ②については了解。 ③については、分類格付けを正確に行う観点から、表現ぶりについて、関係省と調整を図ることとされた。	②鉄道業に関する事業所の区分が明確になるよう説明文を修正。 ③郵便業の例示については「○日本郵便株式会社の事業所のうち、主として郵便事業を行う事業所」に変更。

大分類等	課題等及び主な変更点	産業分類検討チームにおける 検討状況・指摘事項及び保留事項等	指摘・保留事項への対応等
I-卸売業, 小売業	<p><b>【前回答申指摘事項】</b> ○新設の中分類「無店舗小売業」については、今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。</p>	<p><b>【第3回検討チーム】</b> 統計調査の実査上の問題点の有無について、「平成21年経済センサス－基礎調査」の実査及び産業格付事務等を検証した結果、特に問題は見当たらなかったが、調査事例がまだ少ないこともあり、今後においても経済センサス－活動調査等について検証していく必要があるとの結論。</p>	
	<p><b>【主な変更点】</b> ①分類項目は変更なし。 ②総説部分について、過去の分類改定の際に連動して直すべきところの直し漏れ(代理商、仲立業)部分の修正、製造小売は小売業に分類するとの説明の後に、「なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は製造業に分類される。」追加する等の修正。  ③上記の他、一部の分類項目について、古い名称の例示等を新しい名称に直す等の修正。</p>	<p><b>【第5回検討チーム】</b> ①～③について了解。</p>	<p>「細分類6199 その他の無店舗小売業」の例示に「夕食材料宅配業」を追加することの是非を関係府省と検討したが、「夕食材料宅配業」がすべて「その他の無店舗小売業」であるかについては疑問があり、結果として例示しないこととした。</p>

大分類等	課題等及び主な変更点	産業分類検討チームにおける 検討状況・指摘事項及び保留事項等	指摘・保留事項への対応等
J-金融業, 保険業	<p><b>【主な変更点】</b></p> <p>①分類項目は変更なし。ただし、「細分類6521 国内市場商品先物取引業」及び「細分類6529 その他の商品先物取引業、商品投資業」について、「商品先物取引法」施行に伴い、変更が必要となるが、どのように修正するかは検討中であり保留。</p> <p>②「細分類6619 その他の補助的金融業、金融附帯業」の例示について、「資金決済法」制定にともない、事業者名を変更。</p>	<p><b>【第6回検討チーム】</b></p> <p>②について了解。</p>	<p>①商品先物取引法施行に伴い「小分類652 商品先物取引業、商品投資業」の名称を小分類652 商品先物取引業、商品投資顧問業に変更。</p> <p>また、「細分類6521 国内市場商品先物取引業」、「細分類6522 商品投資業」及び「細分類6529 その他の商品先物取引業、商品投資業」の名称を「細分類6521 商品先物取引業」、「細分類6522 商品投資顧問業」及び「細分類6529 その他の商品先物取引業、商品投資顧問業」に変更。</p>
K-不動産業, 物品賃貸業	<p><b>【前回答申指摘事項】</b></p> <p>○「不動産業」は、これまで大半の統計で単独で結果表章されており、多くの統計利用者もいることから、統計調査実施府省庁においては、その統計調査結果の表章を行うに際して、継続性確保の観点からの配慮を行うことが望まれる。</p>	<p><b>【第1回検討チーム】</b></p> <p>前回答申指摘事項を踏まえ、統計調査実施府省庁においては、継続的に「不動産業」が把握できるよう配慮。具体的には次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務省 法人企業統計調査</li> <li>・総務省 労働力調査、経済センサスー基礎調査</li> <li>・文部科学省 学校基本調査</li> </ul>	
	<p><b>【主な変更点】</b></p> <p>①分類項目は変更なし。</p> <p>②「細分類7031 事務用機械器具賃貸業(電子計算機を除く。)」及び「細分類7092 音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く。)」の説明文について、現在の実態を反映して修正。また、「細分類7032 電子計算機・同関連機器賃貸業」の例示に、製造業との整合を図るため、「パーソナルコンピュータ賃貸業」を追加。</p>	<p><b>【第7回検討チーム】</b></p> <p>①及び②について了解。ただし、「細分類7092 音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く。)」の説明文にある「ビデオテープ」及び例示にある「ミュージックテープ」についても、実態として衰退していると思われるので、市場を確認すべき、との意見あり。</p> <p>なお、内閣府より、SNAとの整合性を図る観点から、「細分類7011 総合リース業」から「ファイナンシャルリース」を抜き出し「大分類」金融業、保険業に移項してほしいとの意見が出されたが、「産業分類で対応する問題ではなく、推計上の工夫で対応できる問題ではないか」、「今後検討を行う必要はあるかも知れないが、検討には時間を要するので今回は見送る」とされた。</p>	<p>「7092」の説明文については「主としてコンパクトディスクなどの音楽・映像記録物を賃貸する事業所をいう」に変更する。</p> <p>「ファイナンシャルリース」の移行については、今回は見送る。</p>

大分類等	課題等及び主な変更点	産業分類検討チームにおける 検討状況・指摘事項及び保留事項等	指摘・保留事項への対応等
L-学術研究, 専門・技術 サービス業	<p><b>【主な変更点】</b></p> <p>①分類項目は変更なし。ただし、「プラントエンジニアリング業」及び「プラントメンテナンス業」を細分類として新設するか否かについて、定義等も踏まえ関係府省間で検討。</p> <p>②総説について、他の大分類との整合を図る観点から、記述内容を充実。</p> <p>③「細分類7282 純粋持株会社」をより明確にするため説明文を修正。</p> <p>④研究所等の例示に、固有の研究所名を記載しているものは、可能な範囲で現時点において、名称等の変更のあったものを修正。</p>	<p><b>【第7回検討チーム】</b></p> <p>①～④について了解。</p> <p>なお、「細分類7282 純粋持株会社」について、内閣府より、SNAとの整合性を図る観点から、このうち「金融持株会社」を区分できないかという意見が出され、引き続き検討。</p> <p>また、「専門サービス業」の名称について、より適切な名称がないか議論したが、中に含まれる業種が多岐に渡っており、「専門サービス業」以外の名称で整理するのは難しく、時間をかけて検討する必要はあるが、今回はこれでよい、との結論。</p>	<p>①の「プラントエンジニアリング業」及び「プラントメンテナンス業」については、関係省との検討の結果、定義等の困難性もあり、今回は新設を見送る。</p> <p>「金融持株会社」については、今回は見送る。</p>
M-宿泊業, 飲食サービス業	<p><b>【主な変更点】</b></p> <p>①「細分類7699 他に分類されないその他の飲食店」について、この分類には、「中分類76 飲食店」のうち、他の小分類・細分類に含まれない事業所が含まれるため、「他に分類されない飲食店」に名称変更。</p> <p>②「大分類M 宿泊業、飲食サービス業」の総説にある「1 宿泊業」の説明文「宿泊業とは、一般公衆、特定の会員等に対して宿泊又は宿泊と食事を提供する事業所をいう。」の後に「なお、宿泊と食事等の他のサービスを併せて提供する事業所は本分類に含まれる。」を追加。</p> <p>③「細分類7511 旅館・ホテル」の例示にある「民宿」については「細分類7521 簡易宿所」に含まれるものもあるため、それぞれに記載した上で()書きで区分する修正。</p>	<p><b>【第7回検討チーム】</b></p> <p>①及び③について了解。</p> <p>②については、文章表現上、重複感があるという意見があり、修正を検討。</p>	<p>②については、厚生労働省が総務省と調整の上、重複のないよう大分類の総説の説明文を修正し宿泊業の定義を明確にした。また、中分類の総説の説明文で宿泊以外に飲食、催事等のサービスを併せて提供する事業所も分類される旨を追加。</p>

大分類等	課題等及び主な変更点	産業分類検討チームにおける 検討状況・指摘事項及び保留事項等	指摘・保留事項への対応等
N-生活関連サービス業, 娯楽業	<p><b>【主な変更点】</b></p> <p>①「細分類 7993 写真現像・焼付業」を「写真プリント,現像・焼付業」に名称変更するとともに、説明文及び例示に「デジカメプリント」を追加。</p> <p>②「細分類7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業」の例示に、「ハウスクリーニング業(個人宅)」を追加。</p> <p>③「細分類7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」に含まれる「ネイルサロン、マニキュア業、ペディキュア業」を「細分類7894 ネイルサービス業」として新設</p> <p>④「細分類7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場」に含まれる「リラクゼーション業」を「7893 リラクゼーション業(手技を用いるもの)」として新設。「細分類7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場」に「ゲルマニウム温浴」を追加。「中分類80」、「細分類8099他に分類されない娯楽業」</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>○「ネイルサービス業」と「リラクゼーション業」を細分類として新設してほしいという意見が経産省からあり、それに対して、担当である厚労省からは、民間・業界データしかなく、量的基準として判断できない(副業も含まれている可能性がある)ため、公的統計の蓄積を待って、量的基準を満たしているかを検討、と回答したが、経産省としては、分類にないから公的統計がないのであって、民間・業界データでは判断できないとする対応は理解できず、検討チームでも議論してほしい、との要請あり。</p>	<p><b>【第8回検討チーム】</b></p> <p>①について「デジカメ」というのは略語であり、正式名を使用すべき、との意見があり、修正。</p> <p>②について、「小分類792 家事サービス業」とどのように相違するのかを明確にしておく必要があるとの意見があり、担当省で検討。</p> <p>○「ネイルサービス業」と「リラクゼーション業」について検討チームにおいて議論。補足として、経産省からは、現在、民間・業界データについて、主業で捉えた場合どの程度あるかを精査中であり、その結果を待って再検討してほしい、旨報告。</p> <p>○新設するか否かは両論あり。</p> <p>○ネイルサロン等について、行政としてどの程度関与しているか、許認可等をしていれば、行政記録があるはずであり、それらについて、厚労省において確認することとされた。</p> <p>○産業分類を検討する際に「公的統計ではないから検討の材料にしない」というのはよくないため、そのような条件を付けずに今後検討すべきとされた。</p> <p><b>【第10回検討チーム】</b></p> <p>○「細分類7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」に含まれる「ネイルサロン、マニキュア業、ペディキュア業」を「細分類7893 ネイルサービス業」として新設することについて了解。</p> <p>○「リラクゼーション業」を細分類として新設することは了解。ただし、どの小分類に含めるかについて引き続き検討すべき、とされた。</p> <p><b>【第11回検討チーム】</b></p> <p>○リラクゼーション業の新設については、「中分類78洗濯・理容・美容・浴場業」への分類が検討されているが、「酸素カプセル」や「ゲルマニウム温浴」を業としている産業との切り分けを明確にするなど、引き続き検討。</p> <p><b>【第12回検討チーム】</b></p> <p>「細分類7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場」に含まれる「リラクゼーション業」を「7893 リラクゼーション業(手技を用いるもの)」として新設することで了解。類似した産業との切り分けを明確するために、類似した産業について内容例示の追加、説明文を修正</p>	<p>②については活動内容により区分され、「792」は個人の家庭内の洗濯、掃除、食事作り等の家事労働が該当。「799」は家事労働の範囲を超える手の掛る清掃、掃除(換気扇、エアコン、水垢取りなど機械等による大掛かりなもの)等が該当。</p> <p>・ネイルサロンについては、厚生労働省で許認可等は行っておらず、行政記録として事業所数等は特段把握していない。</p> <p>・ネイルサービス業については、経済産業省でデータを精査、改定素案を作成。</p> <p>・リラクゼーション業については、経済産業省においてデータを精査。</p> <p>④について リラクゼーション業の新設に当たって実査上の扱いについては、経済産業省と総務省統計局で今後協議</p>



大分類等	課題等及び主な変更点	産業分類検討チームにおける 検討状況・指摘事項及び保留事項等	指摘・保留事項への対応等
O-教育, 学習 支援業	<b>【主な変更点】</b> ①「細分類8249 その他の教養・技能教授業」に含まれる「カルチャーセンター業」を「細分類8247 カルチャーセンター業」として新設を検討。 ②「細分類8222 職業訓練施設」の例示について、組織の廃止、統合等を踏まえ修正。	<b>【第8回検討チーム】</b> ①について、「カルチャーセンター業」の定義として「領域の異なる複数の講座」とあるが、個人宅でお花と書道を教えている事業所との定義上の違いを明確にするのは難しい。これまでの統計的蓄積から何かいい表現ができないか検討すべき、とされた。	①については、他の教養・技能教授業との明確な区分の定義が困難であり、今回は新設を見送る。
P-医療, 福祉	<b>【主な変更点】</b> ①分類項目については変更なし。 ②「細分類8511 社会保険事業団」の例示について、「社会保険事務所」を「年金事務所」に変更するとともに、「細分類8599 他に分類されな社会保険・社会福祉・介護事業」の例示にある「年金積立金管理運用」を本細分類の例示に移動。  <b>【その他】</b> ○「中分類85 社会保険・社会福祉・介護事業」を「社会保険・社会福祉」と「介護事業」を分けられないか検討したが、「介護事業」の分離・特掲は、第11回改定において、実際に分けられるかどうかかわからずに見送られた経緯もあり、また、「平成24年経済センサスー活動調査」において、それぞれの収入額を分けて把握することとしており、その結果が出てから改めて検討することとした。	<b>【第8回検討チーム】</b> ①及び②については了解  <b>【第8回検討チーム】</b> ○混然としているものを無理に分ける必要はないが、手順としては、まず、福祉と介護を小分類で分けて、その上で、実際のデータ等をみて、中分類への格上げを検討するという2ステップが必要との意見あり。 ○「経済センサスー活動調査」の結果から分割が可能かどうか吟味した上で検討することで了解。	
Q-複合サービス事業	<b>【主な変更点】</b> ①分類項目は変更なし。 ②「中分類86 郵便局」について、「郵政民営化等の一部を改正する法律(平成24年法律第30号)により、郵便事業株式会社が、日本郵便株式会社に吸収合併されたことに伴い、総説の説明文、「細分類8611 郵便局」の説明文、×例示の記載内容等について修正。	<b>【第6回及び第8回検討チーム】</b> ①及び②について了解。	

大分類等	課題等及び主な変更点	産業分類検討チームにおける 検討状況・指摘事項及び保留事項等	指摘・保留事項への対応等
R-サービス業 (他に分類されないもの)	<p>【主な変更点】</p> <p>①「細分類9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に含まれる「コールセンター業」を「細分類9294 コールセンター」として新設。</p> <p>②「中分類94 宗教」の総説に「なお、神社、寺院、教会などが、同一敷地内で結婚式場、駐車場、保育所などの事業を併せて行っている場合でも、本分類に含める。ただし、別法人で宗教活動以外の事業を行っている場合は、別の事業所として、それぞれの産業に分類される。」を追加。</p> <p>③「細分類9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に含まれる「レッカー車業」を新設してほしいという意見が経済産業省からあった。</p>	<p>【第9回検討チーム】</p> <p>①及び②について了解。</p> <p>③について、量的基準に達していないと見送られたが、経済産業省よりデータを精査した上で再度意見を述べたい旨の発言があった。</p> <p>○ファミリー・サポート・センター及びシルバー人材センターについて、「細分類9111職業紹介業」に○例示としてあげていることは妥当かどうかという指摘があった。</p>	<p>③については、経済産業省でデータを精査したが、量的基準に達していないことから、今回は新設を見送る。</p> <p>・展示会サービスについて、例示の記載の変更(「展示会(見本市を含む)の企画・運営業」と変更)。</p> <p>・厚生労働省で、「ご指摘のあった2センターについては、いずれも、「労働者に職業をあっせんする」生産活動を主としていること」から、日本標準産業分類9111「職業紹介業」の○例示としてあげておくことが妥当と説明。</p>
S-公務(他に分類されるものを除く)	<p>【主な変更点】</p> <p>①分類項目は変更なし。</p> <p>②総説にある「公務と他産業との関係」に記述されている順番を産業分類の順番に整理するとともに、例示に記載されている機関等について、可能な範囲で確認し、現時点のものに修正。</p>	<p>【第6回検討チーム】</p> <p>①及び②について了解。</p>	
T-分類不能の産業			

大分類等	課題等及び主な変更点	産業分類検討チームにおける 検討状況・指摘事項及び保留事項等	指摘・保留事項への対応等
その他個別課題	<p><b>【調剤薬局】</b> ○「大分類I 卸売業、小売業」にある「細分類6033 調剤薬局」について、薬事法上薬局は調剤するもので「調剤薬局」という用語はおかしい、また、医療法上薬局は医療提供施設に位置付けられているので「小売業」ではなく「医療業」とすべき、という内容の質問主意書を受けたことに伴い、個別検討課題として検討チームにおいても検討が必要。</p>	<p><b>【第8回検討チーム】</b> ○意見としては、「国際比較の観点が必要」、「医薬品の販売についてデータが一括してとれるような分類体系が必要であり、小売業に含めるのがよい」等があった。 また、医療法にある「その他の医療を提供する施設」にはどのような施設が含まれるのか、厚労省で確認することとなった。</p> <p><b>【第11回検討チーム】</b> ○調剤薬局の扱いについては、現行どおりとするが、統計委員会に諮問の際は検討課題として提示することで了解。</p>	<p>・事務局において、諸外国の事例等を整理。</p> <p>・医療法第1条の2第2項の「医療を提供する」とは、患者等に対し疾病予防、治療、リハビリテーションといった給付を行うことをいい、したがって、「病院、診療所、老人保健施設その他の医療を提供する施設」とは、それ自体単独で直接患者等に対し疾病予防、治療、リハビリテーションといった給付を行う施設である。「その他の医療を提供する施設」には、助産師がその業務を行う助産所、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師がその業務を行う施術所が含まれる。</p>
	<p><b>【幼保連携型認定こども園】</b> ○「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」等「子ども・子育て関連3法」が公布されたことに伴い、今後、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ新たな「幼保連携型認定こども園」が平成27年度から設立される見込みであり、産業分類上どのように整理するかが問題。今後、具体的な制度設計を見つつ、産業分類上の扱いや今回改定における扱い等を検討する必要。</p>	<p><b>【第8回検討チーム】</b> ○今後議論することもあるということで了解。</p> <p><b>【第11回検討チーム】</b> ○幼保連携型認定こども園の扱いについては、どの産業分類に位置付けるか案を提示。構成員から一般原則に従って主業で分類すべきとの意見であった。引き続き今回の議論を踏まえ検討。</p> <p><b>【第12回検討チーム】</b> ○前回の検討チームでは構成員から一般原則に従って主業で分類すべきとの意見であったが、内閣府より主業での分類は困難との説明もあり、外国の事例や認定こども園ができた経緯等から当面「教育」に分類する案を支持する意見が多数であった。</p>	<p>・関係府省で検討した結果、検討チームにおける意見を踏まえ、「大分類O 教育、学習支援業」の「中分類81 学校教育」に「小分類819 幼保連携認定こども園」を新設することとした。(資料2)</p>